

短期入所中(ロングショートステイ中の注意事項(福祉用具・同一建物減算)

■ 福祉用具貸与は、利用者の居宅において使用するものです

そのため

- 当該月に利用者が居宅にいないことが予め分かっている場合は…
⇒福祉用具の居宅利用がなかった場合、算定は認められません。
- 数日だけ居宅に戻る場合に、居宅において福祉用具が必要な場合は…
⇒その都度の回収・設置を行わず貸与が継続されている場合は、
日割り又は半月単位の請求になります。

参考:指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚生省令第37条)第193条



■ 原則、個人に貸与された福祉用具は介護施設へ持ち込めません

「短期入所生活介護事業所は、短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。」とされています。

- 当該福祉用具を短期入所施設内でのみ利用する場合
⇒当該福祉用具は短期入所サービスの報酬に包括していると考えますので、短期入所施設が用意すべきと考えます。算定は認められません。

(ただし、貸与品が利用者に合わせて調整されている場合等かつ、利用者必要性がある場合には、貸与を受けた福祉用具を短期入所生活介護事業所に持ち込んで利用することはやむを得ません。その場合には、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントを行うとともに、必要な理由を支援経過等に明記してください。)

参考:指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚生省令第37条)第124条



■ ロングショートステイ利用中は、同一建物減算にも注意しましょう

同一建物減算とは…

下記の利用者を担当する場合は、所定単位数の95%を算定することとされています。

- 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内に居住する利用者
- 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と隣接する敷地内の建物に居住する利用者
- 指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物
(上記を除く。)に居住する利用者

住宅介護支援事業所と同一敷地内建物等で短期入所生活介護の長期利用者がいる場合、モニタリングを同一敷地内建物等で行った場合は、介護報酬が業務に要する手間、コストを評価するものであることから、減算対象となります。なお、同月中に利用者が自宅に戻った際に、自宅でのサービス利用の様子を確認するためにモニタリングを行った場合は減算対象となりません。利用者の普段の生活環境を、ケアマネジャーがどこで確認したかが判断基準の一つとなります。

縦覧点検について

縦覧点検とは

縦覧点検は、介護給付適正化の主要3事業のうちの1つです。

【介護給付適正化の主要3事業】

①要介護認定の適正化

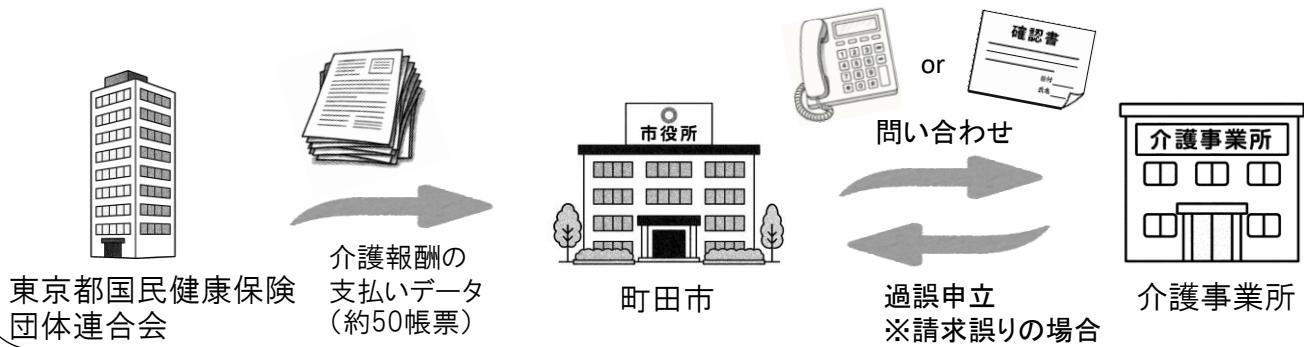
②ケアプラン等の点検

③医療情報との整合性・縦覧点検

縦覧点検では、介護サービス事業者に支払われた報酬について、複数月にまたがる支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性等について点検を行います。

縦覧点検の流れ

1. 市が東京都国民健康保険団体連合会から介護報酬の支払いデータを受け取る。
2. 支払い内容に疑義があるものを抽出する。
3. 各事業所へ確認表を送付もしくは電話で確認の連絡をする。
→請求に誤りがあった場合、事業所が過誤申立書を提出する。



確認している帳票

東京都国民健康保険団体連合会からは月に50近くの帳票が届きますが、ここでは主要な3帳票を紹介します。

① 計画費縦覧

サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がない場合の確認。
※サービス計画費を誤って請求している/介護サービス事業所が請求を行っていない 等

② 重複縦覧

同一事業所または複数事業所で同月算定不可等のサービスが請求されている場合の確認。
※居宅サービスと施設入所の合計日数が受給可能日数を超えており等

③ 算定期間縦覧

算定期間内において回数制限のあるサービスや加算を、同一事業所または複数事業所で限度を超えて請求されている。

※初期加算を誤って算定している、入退所(院)に対する加算を誤って算定している 等

町田市から確認表が届いた場合には速やかな回答をお願いします。

生活保護受給者における区分及び手続きについて

■ 生活保護受給者の区分

年齢	区分	
65歳以上の者	介護保険の第1号被保険者	
40歳以上65歳未満の者	医療保険加入者	介護保険の第2号被保険者(健康保険証資格喪失後、みなし2号に変更となります)
	医療保険未加入者	被保険者以外の者(みなし2号)※

※介護保険料を納付していないため介護保険の被保険者ではありません。

※生活保護の受給開始により、みなし2号となります。本人に生活援護課から介護保険証に相当する通知(介護度や認定期間について)を送付します。被保険者番号が「H」から始まる番号となります。

※介護保険の第2号被保険者が生活保護の受給開始に伴い健康保険証の資格喪失後に、みなし2号になります。上記の本人の通知より被保険者番号や認定期間を確認してください(要介護度は引き継ぎます)。

■ 生活保護受給者における介護保険給付と生活保護の介護扶助の費用負担割合

区分	費用負担の割合
介護保険の第1号・2号被保険者	9割:介護保険給付 1割:介護扶助
被保険者以外の者(みなし2号)	10割:介護扶助

- ・ 生活保護受給者は全ての区分において、支給限度額を超えてサービスを利用することはできません。
- ・ 介護保険施設入所の場合、食費居住費の自己負担分に介護扶助を適用します。
- ・ 居宅サービス利用時の食費等は、生活保護受給者が事業者に支払います。
- ・ みなし2号は負担限度額認定証の適用が無いため申請の必要はありません。

◎みなし2号は障害サービスが介護サービスに優先します(これを他法優先と言います)。障害サービスが利用できる場合はケアプランの変更が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 介護扶助の請求と介護券の発券について

ケアマネジャー各サービス事業所は利用者自己負担を徴収するかわりに、生活援護課に介護券の交付を請求します。そのために、ケアマネジャーは毎月15日までに生活援護課に当月のサービス利用票及びサービス利用票別表を提出してください。

生活援護課は、提出されたサービス利用票等に基づき各サービス事業所や医療機関などに介護券を発券します。

各サービス事業所等は、介護券に記載された情報をもとに、国保連(国民健康保険団体連合会)に対して介護扶助の請求を行います。

なお、月の途中で生活保護の受給開始や廃止があった場合は、日割りで計算することになります。

開始…生活保護の開始日から介護扶助を請求できます

廃止…生活保護の廃止日の前日までを介護扶助で請求できます

■ ケアプランとサービス利用票の提出について

- ・ ケアプラン…作成(新規・更新・変更)したら、隨時、生活援護課に提出してください。
- ・ サービス利用票と利用票別表…当月の15日までに、生活援護課へ提出してください(例:4月のサービス利用票は4月15日までに提出。予定で構いません)。
- ・ サービス変更が無くても、サービス利用票と利用票別表は、毎月提出してください。なお、ケアプランに基づいて数ヶ月をまとめて提出することもできます。
- ・ 町田市以外の被保険者の場合、その介護保険証のコピーをサービス利用票の提出に添付してください(新規や更新、区分変更した時)。
- ・ 提出方法は、生活援護課の窓口に持参するか郵送してください。FAXでは受け付けておりません。
- ・ 居宅療養管理指導を行う事業者がある場合、できるだけケアプランに記載してください。介護券を発券します。
- ・ 介護予防支援業務を高齢者支援センターから委託を受けた場合、ケアプランにどこの支援センターから委託を受けているか、分かるように記載をお願いします。

※介護券の発券は、サービス利用の当月21日以降に発券し、順次、郵送いたします(例:4月分の介護券の発券は4月21日以降に発券)。

■ みなし2号に該当する生活保護受給者の新規申請および更新の手続きについて

みなし2号の認定調査(主治意見書の請求を含む)は生活援護課が行います。申請は生活援護課にしてください。※介護保険課ではありません。

- ・ 更新の手続きは、生活援護課が進めます。ケアマネージャーは申請する必要はありません。なお更新結果は、生活援護課から電話連絡と通知書でお知らせいたします。
- ・ 新規申請は、本人を担当するケースワーカーまたは生活援護課 介護担当までご連絡ください。特定疾病や主治医意見書はどこか、障害サービスの有無、認定調査の際に立ち会う人はいるのかなど聞き取りを行い、認定調査を始めます。
- ・ 認定結果には3カ月程度かかります。

■ みなし2号の方が65歳を迎えた場合について

誕生日の前日から介護保険の第1号被保険者となります。被保険者番号も「000」から始まる番号に変わります。

サービス利用票の作成は、みなし2号の分と介護保険の第1号被保険者の分に分けて提出してください。国保連に対する請求も同様となります。

介護保険の第1号被保険者になるため、介護保険課に居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出してください。

介護度は引き継ぎますが、認定期間が変更している場合があるので、介護保険証を確認してください。

【注意】介護保険の第1号被保険者の介護保険者が町田市以外(例えば、相模原市など)の場合、新規認定申請が必要な場合があります。事前に当該自治体の介護保険担当課にご相談ください。

■ みなし2号の方の各種申請について

みなし2号の方の「福祉用具軽度者申請」・「福祉用具費支給購入申請」・「住宅改修費」に係る申請の窓口は生活援護課です。介護保険課へ提出しないようご注意ください。

また、申請の前に事前相談が必要になります。事前に生活援護課(介護担当)まで連絡してください。

問合わせ先・書類送付先

〒194-8502 町田市森野2-22-2 町田市役所
地域福祉部 生活援護課 介護担当 042-724-4061